



Q 私は、鳥取県内で和服の仕立てを営んでいます。このたび、鳥取県和服裁縫業最低工賃が引き上げられたと聞きました。最低工賃と

内労働者と同一または類

はどのようなものでしょうか。

A 最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を

図るため、都道府県労働局長が審議会の意見を尊

重して決定することな

っており、その額は、最低

工賃を決定しようとする

地域内において、当該家

内労働者と同一または類

似の業務に従事する労働

者に適用される最低賃金

との均衡を考慮して、物

品の一定単価ごとに決定

最低工賃とはどのようなもの

委託者は、決められた最低工賃以上の工賃を支払う必要があり、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

最低工賃は、都道府県別に決定されていますが、鳥取労働局では、次の2種類が決定されています。

①鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃
②鳥取県和服裁縫業最低工賃

これらの最低工賃は、しばらく改正されていませんでしたが、②の鳥取県和服裁縫業最低工賃は、このたび、約10年ぶりに改正され、全ての品目の金額が引き上げられました。なお、改正に係る効力発生日は令和6年8月30日です。

鳥取労働局労働基準部賃金室
電話0857(29)1705